



令和5年4月から 労働相談所の

受付場所が変わります



令和5年4月から県の労働相談所を一拠点化し、
相談体制を強化します

来所
相談

新潟県労働相談所

新潟市中央区新光町4-1（県庁1階）

※ 新潟、長岡、上越労働相談所は令和5年3月末で閉所します

電話
相談

025-281-6110（R5年4月3日から）

※ これまでの番号も引き続き使用できます

新潟 0250-23-6110

長岡 0258-37-6110

上越 025-526-6110

オンライン
相談

ご自宅からでも顔を見てご相談いただける
ようになります。（Zoomを使用します）

詳細は裏面をチェック！



労働相談所とは

相談無料

秘密厳守

県労働相談所では、労働全般に関する相談をお受けしています。
相談は無料、秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。
(お名前や会社名も原則として不要です)

対象

どなたでも (事業主、労働者どちらでも)

時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)



方法

電話 (予約不要)	025 - 281 - 6110 新潟 0250-23-6110 長岡 0258-37-6110 上越 025-526-6110
オンライン (要予約)	「Zoom」を利用します (原則 1回45分) ・希望日の3日前 (土日祝日除く) までに予約してください。 ・ご自宅のほか一部の地域振興局(※)からも可能です。 ・予約は新潟県電子予約システムから受け付けます。準備が整い次第、県HPに掲載します。
来所 (要予約)	新潟県労働相談所 (県庁1階) ・希望日の3日前 (土日祝日除く) までに電話予約してください。

○夜間や、一部の地域振興局(※)への出張相談等にも個別に対応します。
受付方法は後日、県HPに掲載します。

○弁護士、産業カウンセラー、社会保険労務士など専門家による相談
(予約制) も受け付けます。

※一部の地域振興局…新発田、長岡、南魚沼、上越、佐渡



さらに詳しい情報は県HPをご覧ください。

新潟県労働相談所

検索

問い合わせ先：新潟県しごと定住促進課働き方改革推進室 TEL025-280-5260(令和5年3月末まで)
新潟県労働相談所 TEL025-281-6110(令和5年4月以降)